居宅介護支援契約書別紙（兼重要事項説明書）

エイチアイケーサービス合同会社
居宅介護支援事業
ピカ１ケア

居宅介護支援利用料は、介護保険法令に定める居宅介護支援費（東京都２３区）に準拠した、以下の金額となります。ただし、ご利用者の要介護度が要介護 1～5 に該当する場合は、ご利用者負担はございません。

令和８年６月１日（月額）

居宅介護支援費		
居宅介護支援費（Ⅰ） 当事業所の居宅介護支援専門員1人当たりの担当件数が45件未満の部分	要介護 1・2	12.380 円
	要介護 3・4・5	16.085 円
医療連携加算		
入院時情報連携加算（Ⅰ） 介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対し、必要な情報提供を行った場合。（入院後翌日 3 日以内に情報提供）		2.850 円
入院時情報連携加算（Ⅱ） 介護支援専門員が病院又は診療所を訪問する以外の方法で当該病院又は診療所の職員に対し、必要な情報提供を行った場合。（入院後 7 日以内に情報提供）		2.280 円
退院・退所加算		
退院・退所加算（Ⅰ）ロ 退院・退所に際して、病院等の職員からご利用者の情報提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合。（初回加算との重複算定はなし）		6.840 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院・入所に際して、病院等の職員からご利用者の情報提供をカンファレンス等で 2 回受けた場合。（初回加算との重複算定はなし）		8.550 円
初回加算		
新規及び 2 段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けたご利用者に対する初回の居宅サービス計画を作成した場合。		3.420 円

※上記の金額は、介護保険法令に定める居宅介護支援費（介護報酬）に準拠した金額（東京２３区）の場合）となります。法改正等により金額に変動があった場合には、法令に従い、改正後のサービス利用料金につきご利用者にご説明いたします。

※なお、令和８年６月１日より、これまで処遇改善加算の対象外であった居宅介護支援事業所のケアマネージャーも、新たに処遇改善加算（加算率 2.1%）の対象となりました。もっとも、同改正による加算分は国が負担することとされており、現時点では、ご利用者の追加のご負担はございません。